

国立国語研究所情報セキュリティ委員会規程

平成21年10月 1日

国語研規程第20号

改正 平成22年10月20日

改正 平成24年 3月27日

改正 平成26年 3月26日

改正 平成28年 4月 1日

改正 平成31年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所の連絡調整会議に置かれる専門委員会に関する規程（国語研規程第61条）第8条の規定に基づき、情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる調査・検討を行う。

- (1) 情報セキュリティポリシーの策定及び運用に関すること。
- (2) 情報セキュリティポリシーの評価及び見直しに関すること。
- (3) 不正アクセス及び事故・障害の対応に関すること。
- (4) その他情報セキュリティに関すること。

(招集)

第3条 委員会は、委員長が原則として月1回招集する。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、情報基盤室において処理する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。